

京都府ウェブサイト広報課管理広告要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、京都府ウェブサイト内の広報課が別に定めて管理する目次ページ及び広報課所属管理ページ（以下「広報課管理ページ」という。）を、要綱第6条に定める広告媒体を利用しようとする者であって、専ら自らは利用せず第三者に利用させる者（以下「広告代理者」という。）に取り扱わせる方式による広告掲載について、必要な事項を定める。

(広告媒体の名称及び内容)

第2条 要綱第6条第1号に規定する広告媒体の名称及び内容については、次のとおりとする。

- (1) 名称 京都府ウェブサイト広報課管理ページ広告
- (2) 内容 広報課管理ページのうち、広報課が別に定めるページから、広告掲載の決定を受けた者の指定するホームページにリンクする機能を有するもの

(広告の規格及び数量等)

第3条 要綱第6条第2号に規定する広告の規格及び数量等については、別に定める。

(広告の掲載の期間)

第4条 要綱第6条第2号に規定する広告を掲載する期間は、別に定めるものとし、原則として1か月を単位とする（1か月未満は認めない）。ただし、それ以上の月数の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(掲載の範囲及び基準)

第5条 要綱第6条第3号に規定する掲載の範囲については、要綱第4条の規定によるもののほか、府税を滞納している者の広告は掲載しない。

- 2 広告のリンク先のホームページ及びそのホームページが閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページについても、府の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、前項の規定を準用する。

(広告の禁止表現及び制限事項)

第6条 広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 閲覧者が府に関する情報と錯誤するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 実際には機能しないものを機能するように見せているものや、閲覧者の意思に反した動きをするもの

(4) その他広告の表現として適当でないと府が認めるもの

- 2 広告の表現等は、「京都府ウェブアクセシビリティガイドライン」に配慮するものとし、配慮に欠けると府が認める場合は、府は、その内容を制限することができる。

(広告利用料)

第7条 広告の利用料の額は、競争入札又は見積合わせで決定した金額とする。

- 2 広告代理者は、前項の規定による広告利用料を府が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告代理者の選定)

第8条 広告代理者は、競争入札又は見積合わせにより選定する。

- 2 前項の選定に際し必要となる事項は、別に定める。

(契約書の作成)

第9条 府は、前条の規定により広告代理者を選定したときは、契約書を作成するものとする。

(広告掲載事業者の募集及び選定)

第10条 広告代理者は、要綱第6条に基づく広告媒体を利用しようとする第三者（以下「広告掲載事業者」という。）を募集するものとする。

- 2 広告代理者は、この要領に基づき広告掲載事業者を選定しなければならない。
- 3 前項の選定に際しては、地域性、公共性の高いものを優先させるものとし、複数のものがある場合は、次に掲げる順位によるものとする。
- (1) 京都府内に本店登記のある者
 - (2) 京都府内に支店または営業所がある者
 - (3) 上記以外の者

(掲載の申込時期及び方法)

第11条 要綱第6条第5号に規定する掲載の申込時期及び方法については、広報課が別に定める様式により、広告代理者が、府が指定する日までに申し込むものとする。

(掲載の決定)

第12条 府は、前条の規定による申し込みがあった場合は、要綱第4条第2項の規定により広告掲載事業者を審査するものとする。

- 2 府は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、その旨を書面等により広告代理者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告代理者は、前条の規定により決定された広告掲載事業者に係る広告原稿を取りまとめ、府が指定する日及び場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により提出する広告原稿の作成に要する経費は、広告掲載事業者又は広告代理者が負担す

るものとする。

- 3 府は、第1項の規定により提出された広告について、第5条及び第6条の規定に基づき審査し、広告掲載事業者又は広告の内容が要件に反すると判断した場合は、広告代理者に対して、広告掲載事業者の変更又は広告内容の修正を求めることができる。また、掲載期間中に要件に反すると判断するに至った場合も同様とする。
- 4 広告代理者は、前項により府から変更又は修正の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

(広告等の変更及び修正)

- 第14条 広告代理者は、当該広告の内容を原則として差し替え又は変更することができないものとする。
ただし、府がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
- 2 広告代理者は、前項ただし書きにより広告を変更しようとする場合は、府にあらかじめ協議するものとし、前条の規定に準じて広告原稿を提出するものとする。
 - 3 前項の規定により提出された広告原稿については、前条第3項の規定を準用する。

(広告掲載の中止)

- 第15条 府は、次の各号に掲げる場合には、広告の掲載を行わず、又は既に掲載している広告を、広告代理者へ催告等を行わずに中止することができる。
- (1) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき。
 - (2) 広告掲載事業者の倒産、破産等により広告の掲載をする必要がなくなったとき。
 - (3) 広告掲載事業者が広告代理者を通じ、書面により掲載の取下げを申し出たとき。
 - (4) 広告掲載事業者又は広告代理者が府の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。
 - (5) 広告掲載事業者又は広告代理者の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。
 - (6) 府の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項の規定により掲載を中止した場合、府は、広告代理者が府に納入すべき広告利用料の減額は行わず、また、広告掲載事業者及び広告代理者に対して一切の補償は行わない。

(広告代理者の責務)

- 第16条 広告代理者は、要綱及び要領に基づき、責任を持って広告掲載事業者を募集し選定しなければならない。
- 2 広告代理者は、広告のリンク先のホームページの内容等がこの要領に反することがないように注意する義務を負う。
 - 3 広告代理者は、広告及び掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、府又は第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 4 広告代理者は、広告の掲載により府又は第三者に損害を与えた場合は、広告代理者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 17 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、府と広告代理者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 18 条 この要領に定める掲載等に関する訴訟は、京都地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、府が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 22 年 5 月 18 日から施行する。

2 この要領の施行の際、施行前の要領に基づき現に契約中の広告掲載については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

2 この要領の施行の際、施行前の要領に基づき現に契約中の広告掲載については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、施行前の要領に基づき現に契約中の広告掲載については、なお従前の例による。